

宮崎県飲食関連事業者等支援金 申請要領

2021年2月26日

1 支援金の趣旨

令和3年1月7日に発令された新型コロナウイルス感染症に関する県独自の緊急事態宣言に伴って要請された飲食店への時間短縮営業（以下「飲食店の時間短縮営業」といいます。）によって、直接的な影響を受けた中小企業者に対し宮崎県飲食関連事業者等支援金（以下「支援金」といいます。）を支給することで、飲食関連事業者等の事業継続を支援するものです。

2 支給の対象者

以下の（１）～（５）を全て満たしていることが必要です。

（１）所在地要件

2020年12月31日までに開業し、宮崎県内に本店・主たる事業所があること（法人の場合、本店であること）。2021年1月以降に開業した事業者、県外に本店があり県内支店がある場合は対象になりません。

（２）規模要件

中小企業基本法に定める中小企業者が対象です。

	いずれか一方をみたせば可	
	資本金又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

（３）業種・取引要件

飲食店の時間短縮営業に伴い、直接的な影響を受けた事業者で、下記の①～③のいずれかに該当する事業者であること。

- ① 時間短縮営業要請に応じ、協力金を受給した県内飲食店と直接取引がある事業者（※にあてはまるものに限ります。）
- ② タクシー事業者
一般乗用旅客自動車運送事業の許可を有する者

③ 自動車運転代行業者

自動車運転代行業を営む者として公安委員会の認定を受けた者

※ 時間短縮営業要請に応じ、協力金を受給した県内飲食店と直接取引がある事業者

時間短縮営業に応じ協力金を受給した県内飲食店と、2020年10月～2021年2月の間に直接的な取引が確認できることが必要です。

○ 以下の場合の対象となりません。

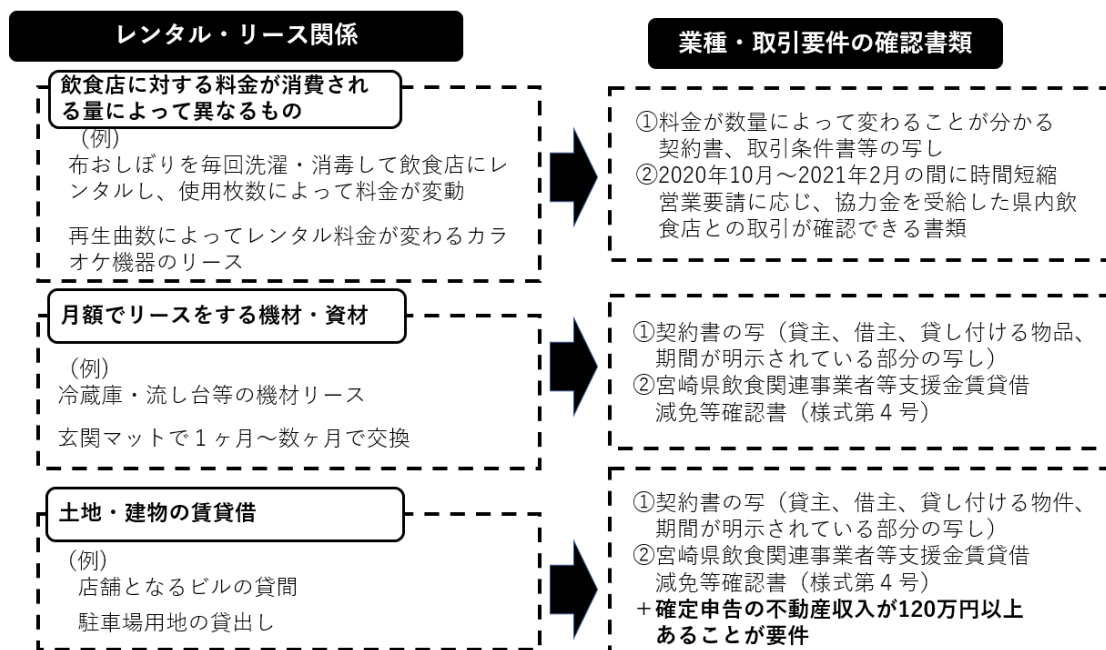
- ・ 上記5ヶ月の間の取引が書面上確認できない場合
- ・ 時間短縮営業、協力金の受給がない飲食店との取引しかない場合
- ・ 飲食店の会計を通さず、申請者と店舗内の客が直接取引をしている場合
(例：飲食店内の客に直接飲食物や花などを販売する場合)
- ・ 飲食店の従業員が個人の立場で購入している場合
(例：飲食店のホールスタッフが、衣服を店の経費ではなく個人の給与や手当から支払って購入している場合)
- ・ 飲食店に金銭を支払って財やサービスの提供を受けているもの
(例：飲食店にお金を払って、仕出しを頼んでいる場合)

○ 賃貸借・レンタルについて

土地や建物、機材、調理用具等の賃貸借・レンタルについては、時間短縮営業を行い、協力金を受給した飲食店に対し、2021年1月～2月の賃料(一部期間でも可)を減免していること又は一時的な貸出停止が確認できる場合に限り、対象とします。直接取引を賃貸借・レンタルで申請する場合には、契約書の写し(貸主、借主、貸し付ける物件、期間が明示されている部分の写し)、宮崎県飲食関連事業者等支援金賃貸借減免等確認書(様式第4号)を提出してください。

ただし、賃貸借・レンタルの場合であっても消費された財・サービスの数量によって料金が変わるものについては、減免・一時的な貸出停止を支援金支給の要件としませんので、これらの場合は、申請書の取引内容記載欄に詳細を記載し、①数量に応じて料金が変わること②貸主と借主が明示してある契約書・取引条件書の写しを添付してください。様式第4号の提出は不要です。

また、土地や建物の賃貸借の場合には、確定申告書の不動産収入が120万円以上の場合にのみ対象とします。2020年2月2日～12月31日の間に新規開業した事業者については、(4)売上要件①の特例に準じ、開業日以降の月数×10万円以上の不動産収入がある場合のみ対象とします。



(4) 売上要件

飲食店との取引以外も含めた事業者の総売上について、①及び②の両方を満たす必要があります。

① 2021年1月又は2021年2月の売上が2020年の同月比又は2019年の同月比で50%以下であること。

ただし、2020年2月2日～12月31日の間に開業した事業者に限り、開業日以降の年間売上を、開業日以降の同年内の月数(開業した月は、開業日によらず1ヶ月とします)で除した額を2021年1月又は2月の売上と比較します。

【1】 2021年1月又は2021年2月の売上が2020年の同月比で50%以下

2020年	1月	2月
売上	70万円	54万円

いずれも50%を超えているので×

(2020年1月と2021年2月を比較することはできません。)

2021年	1月	2月
売上	38万円	34万円

【2】 2021年1月又は2021年2月の売上が2019年の同月比で50%以下

2019年	1月	2月
売上	80万円	61万円

1月の比較で50%以下となっているので○

2019年の途中で開業した事業者で、

比較する月が無い場合は【1】のみで判断します。

2021年	1月	2月
売上	38万円	34万円

【特例】 (例)2020年9月14日に開業した場合

2020年	1月	2月	3月	4月		9月	10月	11月	12月	合計
売上	—	—	—	—		24万円	53万円	45万円	40万円	162万円

2021年	1月	2月
売上	23万円	38万円

9月から12月までは4ヶ月

どちらも50%以下ではないので×

$$162万円 \div 4 \text{ヶ月} = 40.5万円$$

- ② ①の比較対象となる2020年又は2019年の単月の売上（2020年2月2日～12月31日の間に開業した場合には2020年の年間売上を月数で除した数）が10万円以上であること。

2019年	1月	2月
売上	8万円	5万円

2019年	1月	2月
売上	8万円	5万円

2020年	1月	2月
売上	5万円	11万円

比較対象となる売上が10万円以上→○

50%以上減

2021年	1月	2月
売上	4万円	5万円

2020年	1月	2月
売上	5万円	7万円

比較対象となる売上が10万円未満→×

50%以上減

2021年	1月	2月
売上	4万円	3万円

(5) 欠格要件

以下の①～④のいずれかに該当する場合は支給は受けられません。

- ① 2021年1月7日に発令した宮崎県独自の緊急事態宣言による時間短縮要請に関する協力金の支給を受けた者
- ② 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- ③ 政治団体、宗教上の組織若しくは団体
- ④ 以下のいずれかに該当する者。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
 - (エ) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) 法人の役員等が上記(ア)から(カ)のいずれかに該当する者。

3 支援金の額・回数

支援金の額は1事業者あたり200,000円で、支給回数は1回です。
1事業者が複数事業所を営む場合も事業者単位の支給となります。

4 申請書類

- (1) 宮崎県飲食関連事業者等支援金申請書（様式第1号）
- (2) 宮崎県飲食関連事業者等支援金請求書（様式第2号）
- (3) 確定申告書の写し

法人の場合は直近の決算期に関するもの

個人事業者の場合は2020年（令和2年）分の確定申告書

※ 個人事業者でマイナンバーを記載している場合は、マイナンバーが隠れるよう、マスキング等の処理を行った上でご提出ください。

※ 個人事業者で居住地が県外、主たる事業所が県内の場合、確定申告書の住所が居住地となっているケースがあります。この場合、主たる事業所の所在を確認できる資料があれば対象とします。詳細はコールセンターにお尋ねください。

- (4) 業種・取引を確認できる書類

- ① タクシー事業者の場合

一般乗用旅客自動車運送事業の許可証（写）

② 自動車運転代行業者の場合

公安委員会発行の認定証（写）

③ 時間短縮営業要請に応じ、協力金を受給した県内飲食店と直接取引がある事業者の場合

2020年10月～2021年2月中の取引が分かる書類 1点

(例)納品書(控)の写、領収証(控)の写

- ・日付、取引先飲食店の名称、御自身の事業者名の3点が明記されたものに限ります。
- ・上記のような資料が無い場合には、宮崎県飲食関連事業者等支援金取引確認書(様式第3号)を取引先飲食店に記入・押印いただいた上で、申請者が提出してください。
- ・レンタル・リースや賃貸借については、宮崎県飲食関連事業者等支援金賃貸借減免等確認書(様式第4号)を飲食店(借主)に記入・押印いただいた上で、提出してください。ただし、従量制で飲食店に料金がかかるもの(申請要領2(3)を参照)の場合には、従量制であることが分かる契約書等の写しがあれば、減免等確認書(様式第4号)は不要です。

(5) 売上高が分かる帳簿(写) (例 売上台帳)

(6) (個人事業者のみ) 本人確認書類

(例) 運転免許証の写、パスポートの写、健康保険証の写等

マイナンバーカードの写を提出する場合には、マイナンバー部分は隠して写しをとってください。

(7) (2020年2月2日～12月31日の新規開業者のみ)

① 宮崎県飲食関連事業者等支援金**新規開業特例計算書**(様式第5号)

② 上記①に記載した月の売上が確認できる帳簿等(写)

(5)で既に添付している場合は改めての添付は不要

③ 税務署提出の開業届の写し

(8) 支援金振込先口座情報がわかるもの

必ず、金融機関名、本店・支店名、預金種別、口座番号、カタカナの口座名義全てが分かるものを提出してください。

(例) 通帳の表紙と2ページ目の口座情報がカタカナで印字されたページのコピー、上記の項目が全て記載されたネットバンキングの印刷画面など

5 受付期間・提出先

2021年3月15日（月）～2021年5月31日（月）（消印有効）

確定申告に記載した住所が存する地域を管轄する商工会議所又は県商工会連合会に郵送でご提出ください。（県外居住の個人事業者で、主たる事業所が県内にある場合には、主たる事業所の所在地で判断してください。）

提出いただいた申請書は、商工会議所又は県商工会連合会で審査を行い、その後、県に送付されます。申請書に不備がある場合や支給要件を満たさない場合は関係書類を返送させていただきます。

6 支援金の支払

所要の審査を行い、要件が確認でき次第、宮崎県から御指定の口座に振り込みます（通常、3週間から1ヶ月かかります。）。支払決定や支払日等の通知は行いません。入金されましたら、通帳に「ミヤケンショウコウセイサク」と表示されますのでご確認ください。

7 支援金の返還

支援金の支給を受けた事業者が、支給要件を満たさないと判明した場合、その他不正が判明した場合には、調査の上、支援金を返還させていただきます。

8 その他

支援金による収入は、法人税及び所得税における課税対象となり、消費税は不課税となります。

【申請書類提出先】

※ 確定申告に記載した住所の所在地にお送りください。

※ 必ず封筒に「飲食関連事業者等支援金申請書在中」と記載してください。

市町村	地区	提出先	郵便番号	住 所	電話番号
宮崎市	下記以外の宮崎市	宮崎商工会議所	880-0811	宮崎市錦町1番10号 宮崎グリーンズフィア壱番館7	0985-22-2161
	旧生目村地区(跡江、柏原、細江、長嶺、有田、富吉、浮田、生目、小松、小松台東、小松台西、小松台北、大塚台西)	宮崎県商工会連合会	880-0013	宮崎市松橋2-4-31 宮崎県中小企業会館 2階	0985-24-2055
	清武町、田野町、佐土原町、高岡町				
国富町	全域				
綾町	全域				
日南市	下記以外の日南市	日南商工会議所	887-0012	日南市園田2丁目1番1号	0987-23-2211
	北郷町、南郷町	宮崎県商工会連合会	880-0013	宮崎市松橋2-4-31 宮崎県中小企業会館 2階	0985-24-2055
串間市	全域	串間商工会議所	888-8691	串間市大字西方5657	0987-72-0254
都城市	下記以外の都城市	都城商工会議所	885-8611	都城市姫城町4街区1号	0986-23-0001
	旧中郷村地区(安久町、豊満町、梅北町)	宮崎県商工会連合会	880-0013	宮崎市松橋2-4-31 宮崎県中小企業会館 2階	0985-24-2055
	旧荘内町地区(庄内町、菓子野町、乙房町、関之尾町、美川町、高野町、吉之元町、夏尾町、御池町)				
	山之口町、高城町、山田町、高崎町				
三股町	全域				
高原町	全域				
小林市	下記以外の小林市	小林商工会議所	886-8502	小林市細野1897番地 TENAMUビル2階	0984-23-4121
	野尻町、須木	宮崎県商工会連合会	880-0013	宮崎市松橋2-4-31 宮崎県中小企業会館 2階	0985-24-2055
えびの市	全域				
西都市	下記以外の西都市	西都商工会議所	881-0033	西都市大字妻1538番地1	0983-43-2111
	旧三財村地区(上三財、下三財、藤田、加勢)	宮崎県商工会連合会	880-0013	宮崎市松橋2-4-31 宮崎県中小企業会館 2階	0985-24-2055
児湯郡	高鍋町	高鍋商工会議所	884-0002	高鍋町大字北高鍋5138	0983-22-1333
	新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町	宮崎県商工会連合会	880-0013	宮崎市松橋2-4-31 宮崎県中小企業会館 2階	0985-24-2055
	西米良村				
	木城町				
	川南町				
都農町					
日向市	下記以外の日向市	日向商工会議所	883-0044	日向市上町3番15号	0982-52-5131
	東郷町				
門川町	全域				
美郷町	全域	宮崎県商工会連合会	880-0013	宮崎市松橋2-4-31 宮崎県中小企業会館 2階	0985-24-2055
諸塚村	全域				
椎葉村	全域				
延岡市	下記以外の延岡市	延岡商工会議所	882-0824	延岡市中央通3丁目5-1	0982-33-6666
	北浦町、北方町、北川町	宮崎県商工会連合会	880-0013	宮崎市松橋2-4-31 宮崎県中小企業会館 2階	0985-24-2055
西臼杵郡	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町				

支援金の内容、提出書類に関するお問い合わせ先

宮崎県飲食関連事業者支援金 コールセンター

電話 0985-69-3500 (平日午前9時から午後5時まで)

申請書類の提出先とは異なりますのでご注意ください。